

五條東小学校いじめ防止基本方針

五條市立五條東小学校

本校では、「子どもたち一人一人が生かされる望ましい集団」の育成を目指し、人権教育を進めている。また、「一人一人の可能性を伸ばすこと（自己実現）」、「一人一人のちがいを豊かさにとらえること（共生）」、「一人一人のつながりを大切にすること（人間関係作り）」の3つを基本的な視点とし、豊かな人権感覚を養うことに努めている。

この取組を基盤としながら、「いじめ」は子どもたちの成長に伴って必ず惹起するものと捉え、その克服に学校全体で毅然とした態度で取り組み、保護者や地域の人々と連携しながら子どもたちの健やかな成長を図るために「五條東小学校いじめ防止基本方針」を示す。

Ⅰ 「いじめ」の基本的視点

(1) 定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ①行為者も客体も児童生徒であること
- ②行為者と客体の間に一定の人的関係が存在すること
- ③行為者が客体に対して心理的又は物理的な影響を与える行為をすること
- ④当該行為の結果として客体が心身の苦痛を感じること

(2) 態様

- ①肉体的苦痛を与えるもの
殴る、蹴る、小突く、物をぶつける、倒す、閉じ込める、たたく、髪の毛を引っ張る、水や泥をかける、プロレスごっこが強要、つねる、けんかをさせる、火を押しつける、鉛筆やコンパス・画鋏などを突き刺す 等
- ②精神的苦痛を与えるもの
[無 視] 話しかけない、返事をしない等
[嫌がらせ] 物を隠す、汚す、壊す、冷やかす、からかう、嫌がるあだ名で呼ぶ、落書きをする、悪いうわさをながす、いたずら電話をする、質問を強要する、発言に故意に反論する、親切の押し付けをする、悪質なメールを送る 等
[言葉] 相手の嫌がる言葉で攻撃する
(キモイ、ウザイ、キショイ、デブ、バイキン、不潔、死ぬ 等)
[仲間外れ] 集団に入れない、そばに近寄らない、一緒に行動を取らせない、みんなでならむ、暴言を吐く 等
- ③犯罪行為 金品の強要、万引きや窃盗の強要、暴力（殴る・蹴る）、けがを負わせる 等
- ④性的ないじめ 服を脱がす、抱きつかせる 等

2 「いじめ」への対応

(1) いじめの未然防止

- ①教職員が一人一人の児童生徒に寄り添い、児童生徒の声を受け取る、温かくぬくもりのある教職員集団の構築
○教職員の指導力向上
○教職員が一致協力した校内指導体制の確立
○教職員が互いに相談できる環境やSOSを出しやすい雰囲気づくり
○スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの活用
- ②児童生徒の人権意識の高揚と豊かな心の育成、児童生徒の居場所づくり、絆づくり
- ③児童生徒の道徳性と自尊感情を高める取組の充実
- ④いのちの尊さを学ぶための様々な体験や他者との関わりを深める取組を重視した「いのちの教育」の実践
- ⑤わかる授業に努め、授業に対する満足度を高め、個々が活躍する場を設けることによる諸問題の未然防止につながる取組の推進
○授業改善の取組、個に応じた学習支援
○主体的な学び、表現力やコミュニケーション能力を身に付けることを目標としたアクティブラーニングの実践
- ⑥情報教育の充実（特にブログ、SNS）
○情報モラルのための教育
○家庭内でのモラル教育やルールづくり等への啓発
- ⑦「個人別生活カード」の活用、学年度の引き継ぎや共通理解に向けた工夫と取組
- ⑧児童生徒個々の特性が関係するいじめ、国際化の現状から言語や文化の差から行われるいじめ及び災害や疾病等に関わる誤った認識によるいじめなどを防止するための、教職員に対する必要な対応・支援や正しい理解の促進、並びに児童生徒に対する正しい理解促進のための指導
- ⑨保護者・地域・関係機関との連携
○保護者への人権啓発
○いじめをなくす取組についての家庭や地域等への情報提供

(2) いじめの早期発見

- ①情報の収集
○定期的なアンケート調査や個人面談、家庭訪問の実施
○校内巡回等きめ細やかな行動観察
- ②教育相談体制の充実
○いじめ等の相談窓口の設置及び校外のいじめ等の相談窓口の周知
○スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等、校内外の専門家の活用
- ③「個人別生活カード」等の活用による情報収集及び日常的な教職員間の連携と情報共有

(3) いじめの早期発見

- ①正確な情報の把握と職員間の共通理解
- ②指導方針の決定と教職員の役割分担
- ③「個人別生活カード」等による記録とその活用
- ④事象の内容等について設置者へ報告
- ⑤いじめを受けた児童生徒、いじめを行った児童生徒及び周囲の児童生徒それぞれへの継続的な指導と支援
- ⑥転学する場合、その支援と、転学先と連携したケアの継続

(4) いじめへの対処

- ①いじめの事実の有無の確認・報告
- ②いじめを受けた児童とその保護者に対する支援、いじめを行った児童に対する指導とその保護者に対する助言の継続
- ③児童が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置
- ④保護者とのいじめの事案に係る情報の共有
- ⑤所轄警察署との連携（犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるとき）

(5) いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)の止んでいる状態が少なくとも3か月継続していること。ただし、場合によっては、より長期の期間を設定するものとする。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえる。

なお、いじめが解消したとみられる場合でも、心のケアや支援にも配慮する。

(6) 地域や家庭との連携

子どもたちの社会的な規範意識等を養うためには、地域や家庭との連携が重要である。学校は、いじめ問題を含めた児童の現状について、家庭と共通理解し、地域等とも連携し、協働で取り組むことが不可欠である。

本市においては、「地域と共にある学校づくり」(コミュニティ・スクール)を教育活動の基盤の一つとしており、いじめの防止等に向けて、学校が平素から地域や家庭と連携・協働して、地域社会全体で児童生徒を見守り育てる体制づくりを進める。

(7) 関係機関等との連携

いじめの問題への対応において、十分な効果を上げるためには、関係機関(警察、こども家庭相談センター、すこやか市民部保健福祉センター、児童福祉課、社会福祉課、法務局等)との適切な連携システムを構築し、情報共有体制を整える。

3 その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

- いじめへの対応は、校長を中心に、「いじめ防止校内委員会」が窓口になって全教職員が一致協力して行う。
- いじめ問題に関する指導記録(個別支援シート)を保存し、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりする。

(2) 校内研修の充実

- 全ての教職員の共通認識を図るために、年2回以上の生徒指導上の諸問題に関する研修会を行う。(QUを利用した「気になる子」の研修会等)
- 終礼(毎週月曜日)時に、児童の様子や具体的取組等のシェアすることにより、学校組織全体で指導する体制を整える。